

【米の測定結果】

単位：ベクレル / kg

採取日	採取場所		放射性セシウム
	地域名	旧町村名（採取点数）	
9月9日 9月13日	古川地域	東大崎村（2）、古川町（1）、志田村（4）、宮沢村（2）、荒雄村（1）、富永村（2）、長岡村（2）、敷玉村（2）、高倉村（2）、清滝村（2）	不検出
9月9日 9月14日	松山地域	松山町（3）、下伊場野村（2）	不検出
9月9日 9月14日	三本木地域	三本木町（3）	不検出
9月14日	鹿島台地域	鹿島台町（4）	不検出
9月14日	岩出山地域	岩出山町（2）、一栗村（2）、真山村（2）、西大崎村（2）	不検出
9月14日	鳴子温泉地域	鳴子町（2）、川渡村（2）、鬼首村（2）	不検出
9月14日	田尻地域	沼部村（3）、大貫村（3）、田尻町（3）	不検出

注：「不検出」とは、放射性物質が存在しない、または定量下限値 20 ベクレル / kg未満

【給食食材の測定結果】

単位：ベクレル / kg

採取日	品目	産地	放射性ヨウ素	放射性セシウム	
				Cs-134	Cs-137
9月7日	ミニトマト	大崎市岩出山	不検出	不検出	不検出
9月7日	ピーマン	大崎市田尻	不検出	不検出	不検出
9月7日	卵	大崎市三本木	不検出	不検出	不検出
9月9日	じゃがいも	大崎市岩出山	不検出	3.1	3.7

【飼料用とうもろこしの測定結果】

単位：ベクレル / kg

採取日	採取場所	放射性ヨウ素	放射性セシウム
8月2日	大崎市	不検出	4

おわびと訂正：広報おおさき9月号9ページ「飼料用とうもろこしの測定結果」について、放射性セシウム「不検出」と掲載いたしましたが、正しくは「4」でした。おわびして訂正します。

【空間放射線量の測定結果】

単位：マイクロシーベルト / h

測定日	測定場所	地表面から1 m	地表面から0.5 m
9月20日	市役所第2駐車場	0.09	0.10
	松山総合支所	0.13	0.13
	三本木総合支所	0.11	0.13
	鹿島台総合支所	0.04	0.04
	岩出山総合支所	0.14	0.17
	鳴子総合支所	0.12	0.14
	田尻総合支所	0.15	0.19

* 食品中に含まれる放射性物質の暫定規制値

放射性物質	食品	暫定規制値
放射性ヨウ素	飲料水	300 ベクレル / kg
	牛乳・乳製品（注）	
	野菜類（根菜、芋類除く）	2,000 ベクレル / kg
放射性セシウム	魚介類	
	飲料水	200 ベクレル / kg
	牛乳・乳製品	
	野菜類	
	穀類	500 ベクレル / kg
	肉・卵・魚・その他	

注：100 ベクレル / kgを超えるものは、乳児用調製粉乳および直接飲用に供する乳に使用しないでください。



検査用米の採取の様子



放射能に関する情報

■米の出荷自粛解除
県では、市内五十五地点から採取した米の放射性物質調査を終え、すべてにおいて「不検出」となりました。
これにより、九月十五日、平成二十三年度の大崎市産米の出荷自粛が解除され、出荷、販売、譲渡および贈答が可能となりました。
◎農林振興課 ☎23 7 0 9 0

■牛の出荷と牛ふん堆肥
これまで、牛の出荷が制限

されていましたが、県では肥育農家の全戸立入調査などを行い、八月十九日から出荷制限が一部解除されました。
原発事故で汚染された稲わらを給与された牛について、原発事故で汚染された稲わらを給与された牛について、も、全頭検査などを行い出荷が可能となりました。
また、牛ふん堆肥についても、市内三カ所について検査を行いました。
すべて、検出限界未満（放射性セシウムが五十ベクレル / kg以下）となり、原発事故後の稲わら利用の牛ふん堆肥を除いては出荷、施用が可能となりました。
◎農林振興課 ☎23 7 0 9 0

■給食食材の放射能検査
学校および保育所などの給食に使用する地場産野菜などの食材について、国、県などの調査結果を参考に使用していますが、市では、安全な給食食材の提供を図るため、八月二十三日から毎月二回、一回あたり四品目について放射能検査を行った結果、放射性セシウムは基準値以下でした。十月から平成二十四年三月までは、一回あたり五品目を選定して検査し、結果については市ウェブサイトなどでお知らせします。
◎教育総務課 ☎22 5 0 3 2
子育て支援課 ☎23 6 0 4 5

放射線被爆の風評被害による人権侵害
◎県社会福祉課 ☎0 2 2 2 1 1 2 5 1 9
原発事故のあと「放射線がうつる」などといった根拠のないうわさや偏見などにより、差別的な扱いを受ける事案が発生しています。避難している住民の生活もさらに長期化することが予想されます。
福島県から避難している人が、慣れない土地でも心穏やかに生活できるよう、人権侵害をなくしましょう。

【融資内容】	
融資限度額	250 万円
据置期間	2 年以内
返済期間	7 年以内
貸付利率	無利子
担 保	無担保

◆申込
古川農業協同組合、みどりの農業協同組合、いわでやま農業協同組合へ申し込み
※詳しくは、各農業協同組合にお問い合わせください。

◆資金の使途
農業者等の営農の継続および生活の維持に必要な資金
◆受付期間
平成二十四年三月三十一日までに融資が決定したもの

農畜産物放射能被
害対策支援資金
◎農林振興課 ☎23 7 0 9 0
市では、福島第一原発事故による放射能被害で農畜産物生産や出荷に支障が出た農業者に資金の貸付事業を実施します。

	融資限度額	償還期間
① 農林業経営の再建に必要な資金	個人：300 万円 ※農林業所得が総所得の過半に満たない場合は150 万円 法人：500 万円	5 年以内 （据置 1 年以内） ※個人で 150 万円を超える場合は 7 年以内（うち据置期間 1 年以内）
② 出荷制限等対策経営支援特別資金（出荷制限等被害）	1,000 万円	7 年以内 （据置 1 年以内）

県農業災害対策資金（出荷制限等対策含む）
◎農林振興課 ☎23 7 0 9 0
県では、東日本大震災およびこれに伴う福島第一原発事故による放射能被害で、出荷制限による減収や費用負担に係る損害賠償金が支払われるまでの、当面の運転資金の貸付事業を実施します。
① 農林業経営の再建に必要な資金
② 出荷制限等対策経営支援特別資金（出荷制限等被害）

高速道路の本復旧工事
◎NEXCO 東日本 お客様センター ☎0 5 7 0 0 2 4 0 2 4
高速道路を震災前の状態に戻すため、平成二十四年十二月まで（土・日曜日を除く）、昼夜連続車線規制を実施します。工事期間中は大規模な渋滞が想定されます。安全走行にご協力をお願いします。
◆工事区間
東北自動車道白河 I C（福島県）～北上金ヶ崎 I C（岩手県） 上下線、仙台北部道路全線、仙台東部道路全線など

◆対象
市の被害認定を受けた市内在住の農業を営む個人および市内の農業者で組織する生産組合、集落営農組織、農業生産法人
◆貸付利率
農業協同組合が貸し付ける資金：無利子
その他の融資機関が貸し付ける資金：一・二五パーセント
◆申込
各金融機関へ平成二十四年二月二十八日まで申し込み
※詳しくは、各金融機関にお問い合わせください。

災害ごみ一時保管所				
地 域		場 所	10 月の受け入れ日	受け入れ品目
古川	環境保全課 ☎23-6074	岩出山上野目字朴木欠地内（日電工(株)向い）	毎週日曜日、水曜日および第 2・4 土曜日を除く日	家屋廃材（「かやぶき屋根のかや」も可）、土壁、石膏ボード類、アスベストを含む廃材で飛散性のものを除くもの（スレート瓦など）
		(株)江合（石田工業団地内）	毎週日曜日、第 2・4 土曜日を除く日	瓦、コンクリートブロック類
松山	総合支所総務課 ☎55-2111	駅前市営住宅跡地	毎週木曜日、金曜日、土曜日を除く日	畳、家具類、コンクリートブロック、瓦類、土壁、石膏ボード、金属類、ガラス、陶器類
三本木	総合支所総務課 ☎52-5830	海洋センター隣接地	毎週木曜日、金曜日、土曜日および 10 月 1 日(日)から 15 日(木)までを除く日	家屋廃材、畳、家具類、コンクリートブロック、瓦類、土壁、石膏ボード、金属類、ガラス、陶器類
鹿島台	総合支所総務課 ☎56-7111	桑折字推路山地内	毎週木曜日、金曜日、土曜日および 10 月 1 日(日)から 15 日(木)までを除く日	家屋廃材、畳、家具類、コンクリートブロック、瓦類、土壁、石膏ボード、金属類、ガラス、陶器類
岩出山	総合支所総務課 ☎72-1211	旧鹿島台商業高校跡地	毎週木曜日、金曜日、土曜日を除く日	家屋廃材、畳、家具類、コンクリートブロック、瓦類、土壁、石膏ボード、金属類、ガラス、陶器類
田尻	総合支所総務課 ☎39-1111	岩出山木通沢地内	総合支所総務課へお問い合わせください	コンクリートブロック、瓦類、土壁
		大貫地区公民館グランド	毎週木曜日、金曜日、土曜日を除く日	家屋廃材、畳、家具類、コンクリートブロック、瓦類、土壁、石膏ボード、金属類、ガラス、陶器類

※搬入時間は 9 時～ 12 時、13 時～ 16 時、対象は個人の災害ごみに限ります。
※事前に環境保全課または各総合支所総務課で搬入許可証の交付を受けてください。申請できるのは、「り災証明書」または「被災証明書」が交付された本人または世帯員に限ります。①搬入する車両ナンバー②搬入者の住所、氏名、連絡先③解体家屋の坪数④搬入期間の記入が必要です。許可証がない場合は搬入できません。
※「かやぶき屋根のかや」「アスベストを含む廃材で飛散性のものを除くもの」を搬入する場合は、地域に関わらず事前に、環境保全課で搬入許可証の交付を受けてください。
※松山地域、三本木地域、岩出山地域、田尻地域は 11 月 30 日(木)で災害ごみの受け入れを終了します。